

章	項	目	特	記	事	項	章	項	目	特	記	事	項	章	項	目	特	記	事	項	
	6	石綿含有仕上塗材の除去 (6.6.1) (6.6.2) (6.6.3) (6.6.4) (6.6.5)	・石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による除去工法 ・ * 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第6条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 ・ 集じん装置併用手工具の工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa以下、30～50MPa程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa以上） ・ 超音波の工法（HEPAフィルター付き掃除機併用） ・ 剥離剤併用手工具の工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa程度） ・ 剥離剤併用超音波の工法 ・ 集じん装置付き「イカグライヴ」の工法 除去対象範囲 * 図示 作業場の隔離 * 行わない ・ 行う 試験施工 * 行わない ・ 行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 * 解体共通仕様書6.3.3による 確認及び後片付け * 解体共通仕様書6.3.4の(7)、(i)、(j)及び(h)による																		
	7	石綿含有建築設備の除去	配管及び「ト」の撤去は当該「ソ」部分を残して切断し、「ハ」を含む部材は適正に処理する。																		
特殊な建設副産物の処理	6	1	特殊な建設副産物の処理等 (7.3.1)	分析調査 ・ 行う（対象は図示による） ・ 行わない ・ 70%回収、破壊処理 対象機器（ ） 対象機器（ ） ・ 100%回収 ・ 放射性同位元素 対象機器（ ） ・ 六ふっ化硫黄ガス 対象機器（ ） ・ PFOS 対象機器（ ） ・ 特定化学物質障害予防規則による特定化学物質 対象物質（ ）																	
図面番号	工 事 名		図面種別	縮 尺	設計・年月				担当者												
()			仕様書 2							設計者											